平成２４年（フ）第２５２号
大津市坂本２丁目４番64号　メゾンエスポワールＣ201、前住所大津市坂本２丁目10番23号　ソシア高畑Ｂ号室
債務者　竹内　晴恵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０５号
滋賀県草津市草津４丁目８番20号　オペラハウス305号、前住所大津市大江２丁目14番22号
債務者　下角　京子（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２５号
滋賀県野洲市小篠原2391番地　ミーツハオスＡ102号、前住所滋賀県野洲市小篠原2314番地１　グラン・ブルー野洲401号室
債務者　濱田興業こと　濱田　久男
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
大津市一里山６丁目２番17号　ブエナビスタ202
債務者　辻本　初枝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４８号
滋賀県高島市新旭町熊野本1187―９、住民票上の住所滋賀県高島市新旭町太田2180番地21
債務者　片岡知惠子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３５７号
大津市若葉台５番17号
債務者　森尾　正司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９１号
滋賀県彦根市平田町70番地２　２Ａ号
債務者　西村　睦子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市気高町浜村783番地773
債務者　澤口　明子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１９号
鳥取県鳥取市湖山町南２丁目658番地
債務者　小林　ルミ
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１１１号
鳥取県米子市錦町１丁目2313番地８　ユーラグーン301号
債務者　繁浪　豊子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１１２号
鳥取県米子市奥谷1128番地１
債務者　田中　末子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１４４号
鳥取県米子市永江890番地４　市住55Ｒ―１―204号
債務者　花倉　伸一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５０号
鳥取県米子市淀江町西原715番地　ジェイナス201号
債務者　中山　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４３６号
広島市佐伯区皆賀２丁目８番33―302号
債務者　前原　純
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９５９号
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番７―10号
債務者　中西　稔子（旧姓片上）
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９号
山口県下関市垢田町１丁目７番８号　メゾネットエクセレンスＣ号
債務者　原谷　理恵
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第３１９号
愛媛県松山市太山寺町333番地１　三光団地７棟70号
債務者　石田安紀美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで　松山地方裁判所民事部